

断崖絶壁 103万 ～iDeCo を用いて緩やかに～

東京理科大学 経営学部	野島 千愛
〃	齋藤 駿貴
〃	松本 峻輔
〃	牧田 隼弥
〃	比良 将希

わが国では、「働き方改革」の実施に伴い最低賃金は年々上昇している。しかしながら、非正規労働者は「103万の壁」を意識して就業調整を行うため、最低賃金の引き上げ以前と比較して労働供給量が減少しているという問題が生じている。政府は最低賃金の引き上げだけでなく、助成金などの制度を導入し、労働供給量を促進しようとしているが、これらの制度は短期的な視点に偏っており、持続可能性に関する懸念がある。そこで、私たちは財政を悪化させることなく、持続的に労働供給を増やすことができるような改善策を提案する。

私たちは非正規労働者が扶養を超えてしまうことよりも働くことのインセンティブが上回るような制度設計をすることで、労働供給量の過小化の問題を改善できるのではないかと考えた。そこで、税金の控除を受けることができる制度として iDeCo に着目し、非正規労働者向けに拡張した施策を提言する。

提言内容としては、非正規労働者として 103 万円を超えて稼いだ額を iDeCo を用いて投資することで、収入を 103 万円とみなされるように調整するという制度である。対象としては、被扶養者で非正規労働者として年間 103 万円以上 195 万円以下の収入を得た人である。資産運用の方法については現行の iDeCo 同様で、運用商品は自由に選択できるものとする。また、この制度を利用できる年齢に関しては、非正規労働者として働き始められる 16 歳から現行の iDeCo と同様の 65 歳まで掛金の拠出を可能にし、資産の引き出しは 60 歳以降とする。

今回の施策で学生のパートタイム労働者の労働時間は平均して 1 人あたり 4.1 時間程増加することが推測できる。日本全国の学生のみで考えても、1 週間あたり 1035.3 万時間、人数で言えば学生 718,958 人分もの新たな労働供給が生まれるといえる。

この施策で期待される効果は 4 点あげられる。1 つ目は、最低賃金の引き上げの効果が正常に表れ、労働供給量の増加が見込め、経済の循環の改善が期待できることである。2 つ目は、労働における人手不足が軽減されることである。3 つ目は、年金や投資に関して考える機会が減っている若者の、年金や投資に対する関心を高められることである。4 つ目に、現在政府が行おうとしている「助成金制度」よりも財政にかける負担が小さく、「130 万円を超えた場合に一時的に扶養内にとどまれる」制度よりも対象者を多くできることである。

我々の提言が実現すれば、103 万の壁の緩和に繋がり、非正規労働者が希望通りの労働をすることが可能になるため、労働供給の過小化の解決や、社会の好循環が期待できる。また、パートタイム労働者への調査も行うことで、より非正規労働者全体に適合した制度の設計が可能となるだろう。

1. 現状分析

1-1 日本の最低賃金の現状

2017年、日本政府は「働き方改革実行計画」を発表し、年率3%を目安に最低賃金を引き上げていく方針を示した。それ以降、日本ではこの計画に沿い、毎年最低賃金が引き上げられている。2023年10月には各都道府県の引き上げ額の加重平均が43円と、過去最大の引き上げが行われることが公表された。引き上げを行う理由としては、労働者の所得を増加させ、消費量が増えることで経済の好循環を図るためであるといえる。

しかしながら、最低賃金の上昇に伴い、非正規労働者は扶養内に収めるために労働時間の調整を行う。その結果、労働者の労働時間が最低賃金引き上げ以前よりも過少になってしまう問題が存在する。

1-2 「103万の壁」

日本には、「103万の壁」と呼ばれる所得に関するボーダーラインが存在するが、この「103万の壁」は二種類存在する。第一の壁は本人の所得税が発生するか否かという所得税の壁であり、第二の壁は扶養に入れるか否かという扶養の壁である。年間収入が103万を超えた場合、累進課税制度を採用している我が国では、所得額に応じて所得税を支払う。同時に、扶養から外れ扶養控除が使えないために、扶養主が自身の所得額に応じて所得税と住民税を支払う必要がある。これらの二つの壁について、所得税の壁に比べ、扶養の壁はその壁を超えてしまった場合に被る収入の減少額が非常に大きい。そのため、学生や主婦などのパートやアルバイト従事者は年間収入を103万以下に抑えるように就業調整を行う傾向がある。

実際にこれらの壁を超え、仮に120万円の年間収入を得た場合の手取りの減少額の一例をそれぞれ以下で計算する。(本人は19~22歳、扶養主の所得税率は20%、住民税税率は10%を想定)

所得税の壁の場合 $120 - 103 = 17$ $17 \times 0.05 = 0.85$ (万円)

扶養の壁の場合 所得税: $63 \times 0.2 = 12.6$ 、住民税: $45 \times 0.1 = 4.5$ 計: 17.1 (万円)

(※扶養内に収めた場合の所得税、住民税の所得控除額がそれぞれ63万、45万円であるため、控除を受けられない場合の増分を計算した。)

上記からも分かるように、所得税の壁と比べて扶養の壁を超えた場合の税額は17.1万円と膨大である。この結果が意味することは、103万円を超えないように年間所得を抑えた場合の方が、103万円を僅かに超えるよりも得をするということである。このような理由で、扶養の壁を抑えるために103万円を超え

ないように就業調整を行うパートやアルバイト従事者は多く存在しており、労働供給量は本来あるべき姿から過少となっている。近年我が国の傾向として見られる最低賃金引き上げの動きも、このような現状においては就業調整に拍車を掛ける一方である。

1-3 有配偶者女性の就業調整の現状

野村総合研究所のアンケート調査結果によると、パートタイム・アルバイトを行っている配偶者のいる女性のうち61.9%が、自身の年収をある特定の金額未満に保つために、就業時間や働く日数を「調整している」と回答している（資料1）。

また、同調査によると、年収を「100万円」、「103万円」までに抑えようとしている有配偶者女性の割合がそれぞれ23.8%、24.1%を占めており、他の年収の値と比較して著しく高い割合であることが示されている（資料2）。このことから、配偶者のいる女性の多くが年収調整を行っており、特に年収を103万円、もしくは余裕を持たせた100万円までに維持しようとする傾向が強いといえる。

1-4 学生の就業調整の現状

大学生、大学院生に対してアンケートを実施し、399人から回答を得た。（資料3）。アンケート結果によると、大学生のアルバイトによる年収について、以下の特徴を読み取ることが出来る。年収が90万円から100万円の範囲に属する人数は65人いる一方、100万円から110万円の範囲の人数はわずか8人であり、この2つの階級を境にして人数が急激に減少している。このことから、大学生についても「103万の壁」を意識し、就業調整を行っていることが分かる。

1-5 政府の取り組み

現在政府は、他の年収の壁に関する新たな制度を創設しており、具体的な例が2つある。1つ目は、年収が106万円を超えた場合に適応される厚生年金保険および健康保険への手当で、最大で50万円の助成金が支給される制度である。2つ目は、年収が130万円を超えたパート労働者に対し、連続して2年までであれば扶養にとどまられることを認める制度である。このように、政府は労働供給量の増加に向けて、複数の政策を推し進めており、政策の見直しも進めている。ただし、助成金制度がどのくらいの期間維持されるか、50万円もの助成金が財政にどのような影響を与えるかについては不安が存在する。また、2つ目の制度は、誤って130万円を超えてしまった場合のための救済措置であるといえる。これらの例から、政府が創設している制度は主に即効性のある労働供

給の改善に焦点を当てているといえ、持続的な労働供給の増加を促進するための措置が不足していると言える。

1-6 まとめ

以上より、現状の課題は次のようになる。

日本での最低賃金は年々上昇しているものの、非正規労働者は「103万の壁」を意識して就業調整を行うため、最低賃金の引き上げ以前と比較して労働供給量が減少しているという問題が生じている。

政府は最低賃金の引き上げだけでなく、助成金などの制度を導入し、労働供給量を促進しようとしているが、これらの制度は短期的な視点に偏っており、持続可能性に関する懸念がある。これらの現状に対処するために、私たちは財政を悪化させることなく、持続的に労働供給を増やすことができるような改善策を提案する。

2. 調査

2-1 提案の着想

上記の現状を踏まえた上で、非正規労働者が扶養を超えてしまうことよりも働くことのインセンティブが上回るような制度設計をすることで、労働供給の過小化の問題を改善できるのではないかと考えた。そこで、税金の控除を受けられることができる制度として、ふるさと納税と iDeCo に着目し、非正規労働者向けに拡張することで課題解決を図ることにした。

2-2 ふるさと納税

ふるさと納税は、自分で選んだ自治体に対して寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税および個人住民税からそれぞれ控除が受けられる制度である。ふるさと納税の意義としては、①納税者が寄付先を選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけとなる制度 ②お世話になった地域や応援した地域への力になることができる制度 ③自治体が国民に取組をアピールし、自治体間の競争を推進し、地域の在り方を改めて考えるきっかけとなる制度 の三点があげられる。

※ふるさと納税に係る控除額の計算は以下のようになっている。

所得税：(ふるさと納税額 - 2,000円) × 「所得税の税率」を税額控除

個人住民税（基本分）：(ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%を税額控除

個人住民税（特例分）：(ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10%（基

本分) - 所得税率 (0%から 45%)

上記二つにより控除できなかった額を、特例分により全額控除 (所得割額の 20%を限度) する。

2-3 iDeCo(個人型確定拠出年金)

iDeCo は、確定拠出年金法に基づき、自分で掛金を拠出し運用することで、資産を形成する私的年金制度である。基本的に 20 歳以上 65 歳未満の全ての方が加入でき、60 歳になるまで、原則として資産を引き出すことはできない。掛金は 65 歳になるまで拠出可能であり、60 歳以降に掛金とその運用益との合計額を老齢給付金として受け取ることができる。また、掛金・運用益・給付を受け取る際には税制上の優遇措置が講じられている。

2-4 調査の目的と概要

ふるさと納税と iDeCo を拡張した制度設計を考える上で、どちらの施策がより効果的で、どのくらい労働供給を改善できるのかを調べることを目的とし、大学生・大学院生 135 名を対象にアンケート調査を行った。

調査の概要としては、1 週間のうち働くことができる上限時間を 40 時間、時給を 1,000 円とし、施策無しの「103 万の壁あり」の場合、103 万円を超えて働いた際の収入に対して一定割合のふるさと納税を行うことで、収入を 103 万円とみなすことが可能になる「ふるさと納税施策」を導入し利用する場合、103 万円を超えた金額を iDeCo に積み立てることにより、積み立てた額を収入外とみなす「iDeCo 施策」を導入し利用する場合の三つの場合において、それぞれ 1 週間で何時間働きたいかを答えてもらった (資料 4)。

2-5 調査結果

アンケート回答結果より、1 週間あたりの平均労働時間を算出した結果、「103 万の壁あり」で 18.2 時間、「ふるさと納税施策」で 21.6 時間、「iDeCo 施策」で 23.3 時間という結果が得られた。施策がある場合とない場合で比較すると、ふるさと納税施策を導入した場合 3.4 時間、iDeCo 施策を導入した場合 5.1 時間程増加している。(資料 5・6)。

また、株式会社マイナビが行った「大学生のアルバイト調査 (2023 年)」によると、大学生がアルバイトによって得たい年収と実際の年収には 20.94 万円もの差があることが分かる。時給 1,000 円~1,300 円でこの金額の収入をさらに得るためには、 $209,400(\text{万円}) \times (7/365) / \text{時給}$ という計算より、1 週間あたり 3.09 時間~4.02 時間の労働時間を増やす必要がある。iDeCo 施策を導入し

た場合、時給 1000 円であっても 4.02 時間以上労働時間を増やすことができるため、学生が希望する本来の労働時間で働くことを実現できる施策であるといえる。

これらの結果から、ふるさと納税と iDeCo では、iDeCo を用いた施策の方が労働供給をより改善する効果が大きいと考え、提言として採用した。

3. 提言

3-1 提言の概要

私たちの提言は、非正規労働者として 103 万円を超えて稼いだ額を iDeCo を拡張した制度を用いて収入を 103 万円とみなされるように調整するというものである。対象は、被扶養者で非正規労働者として年間 103 万円以上 195 万円以下の収入を得た人である。

3-2 提言の詳細

私たちの提言の詳細は以下のとおりである。

ターゲットは 103 万円の壁がある為に就業調整をしている、年間収入が 103 ~195 万円の学生・パートタイム労働者とし、103 万円を超えて働いた際の収入を iDeCo を拡張した制度を用いて投資することで、収入を 103 万円とみなすことが可能になるというものである。資産運用の方法については現行の iDeCo 同様に、運用商品は自由に選択できるものとする。また、この制度を利用できる年齢に関しては、非正規労働者として働き始められる 16 歳から現行の iDeCo と同様の 65 歳まで掛金の拠出を可能にし、資産の引き出しは 60 歳以降とする。ターゲットの年間収入の上限を 195 万円としている理由は二点ある。一つは労働基準法の定める年間上限労働時間が約 1920 時間であり、時給が約 1,000 円とした場合、そもそも 200 万円程が年間収入の上限になると考えたためである。もう一つは、収入が 195 万円を超えると所得税率が 5% から 10% に増えるので、200 万円前後の収入の非正規労働者は 195 万円に抑えようと考えたためである。

3-3 労働供給量に関する検証

学生に対するアンケートの結果より、今回の施策で学生の非正規労働者の労働時間は平均して 1 人あたり 5.1 時間程増加することが推測できる。2023 年現在、日本全国の大学生数は約 290 万人であり、そのうちの約 7 割がアルバイト等の非正規労働者に該当する。これらの学生の非正規労働者の全てが iDeCo を

拡張した制度を利用した場合、1週間あたり 290 万(人)×0.7×5.1(時間)＝1035.3 万(時間)の新たな労働供給が生まれると考えられる。現在の大学生の平均的な1日あたりの勤務時間が4.8時間、平均的な勤務日数が3日というデータから、1日あたり 1035.3 万(時間)/{4.8(時間)×3(日)}=718,958(人)より日本全国で学生 718,958 人分もの新たな労働供給が生まれるといえる。

3-4 運用益の試算

実際に iDeCo の拡張制度を用いて大学1年生から大学4年生までの期間で毎年130万円稼いだ場合の運用益について、試算は次のようになる。103万円を超えて稼いだ27万円を大学1年生から4年生までの4年間、毎年拠出すると仮定する。iDeCo における運用商品の平均的な利回りは約4%とされているため、それを基に18歳から60歳まで運用し、60歳になった際に一時金として受給する場合、

$$27 \text{ 万(円)} \times (1.04)^{41(\text{年})} + 27 \text{ 万(円)} \times (1.04)^{40(\text{年})} + 27 \text{ 万(円)} \times (1.04)^{39(\text{年})} + 27 \text{ 万} \times (1.04)^{38(\text{年})} \doteq 509 \text{ 万(円)}$$

ここから現行の iDeCo 同様、加入時手数料が2829円、口座管理手数料が年間で2052円とすると

$509 \text{ 万(円)} - 2829(\text{円}) - 2052(\text{円}) \times 41(\text{年}) - 27 \text{ 万(円)} \times 4(\text{年}) \doteq 392.3 \text{ 万(円)}$ となり、運用益だけで400万円近く得ることができる。したがって、大学生の間に iDeCo の拡張制度を利用するだけでも、老後の資金として大きな金額を得ることができるといえる。

3-5 期待される具体的な効果

私たちの提言から期待される効果としては以下の4点があげられる。

1つ目は、最低賃金の引き上げの効果が正常に表れるようになることである。現在は最低賃金の引き上げに伴って労働時間を調整する人が存在してしまい、労働供給量の減少につながってしまっているが、103万円を超えて働くことに抵抗がなくなれば、最低賃金の引き上げに伴い労働供給量の増加が見込まれるだろう。その結果、労働者の所得が増加するので、それに伴い消費量の増加も見込めるので、経済の循環の改善が期待できる。

2つ目は、労働における人手不足が軽減されることである。1つ目の効果でも述べたが、壁を気にせずに働くことができる人が増えるため、今以上に長時間働けるようになり、人手不足の軽減が期待できる。

3つ目は、若者の年金や投資に対する関心を高められることである。iDeCo は基本的には老後の資金のための投資である。現状、年金や投資に関して考える

機会が減っている若者にこの制度を利用してもらうことで、年金・投資に対する関心を今以上に持ってもらえるようになるのではないだろうか。

4つ目は、現在政府が行おうとしている「助成金制度」よりも財政にかける負担が小さく、「130万円を超えた場合に一時的に扶養内にとどまることができる」制度よりも対象者を多くできることである。日本総合研究所のデータによると、就業調整を行っているパートタイム労働者は日本に約400万人存在する。年収が106万円を超えた場合に適応される、厚生年金保険および健康保険の加入による所得のマイナス分を補填するには、少なくとも10万円が必要である。しかし、これらの労働者全員に補填を行った場合、年間で約4000億円の財源が必要となってしまう。しかし、私たちの提言内容であれば、非正規労働者として働いている労働者のほとんどを対象とすることができ、補助金と比べて持続性があるといえる。

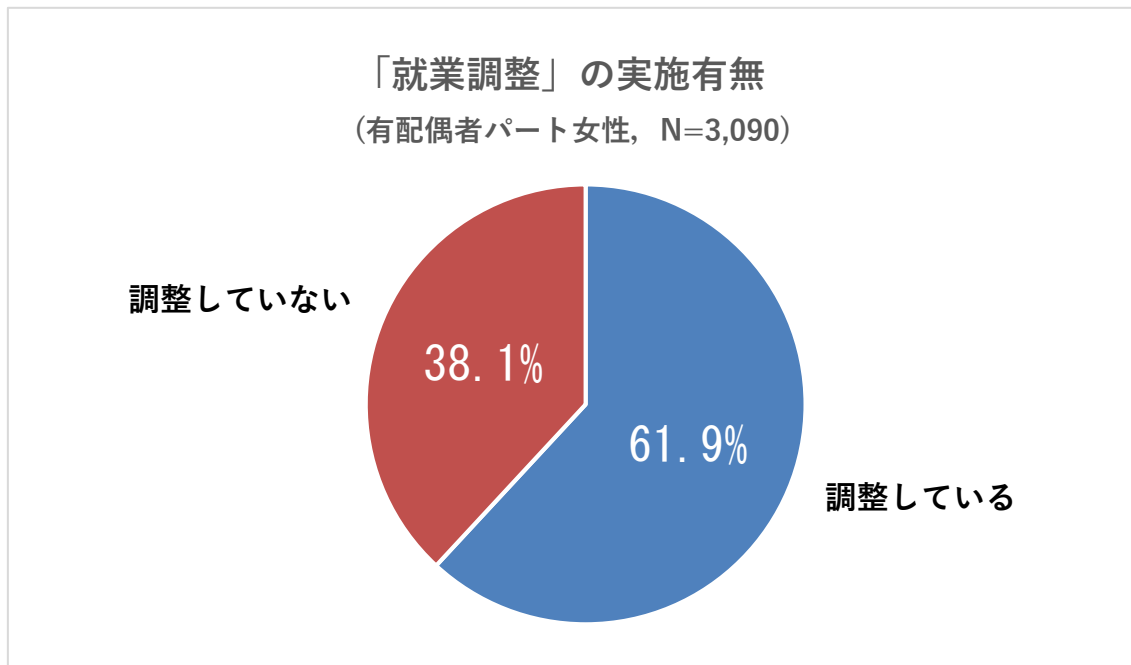
4. まとめ

労働者の所得を増加させ、消費量が増えることで経済の好循環を図る最低賃金の引き上げは現状狙い通りには機能していないといえるだろう。この原因として年収の壁の存在が大きく、それにより非正規労働者が就業調整をしなければなくなり、労働供給量も過少になってしまっている。この問題を解決する足掛かりになるのが我々の提言である。非正規労働者が希望通りの労働をすることを可能なれば、労働供給の過小化の解決や、経済の好循環が期待できる。

今回の我々の調査は学生のみを対象としたものになっているので、パートタイム労働者への調査も行うことで、より非正規労働者全体に適合した制度の設計が可能となるだろう。

【参考資料】

資料 1




出典：野村総合研究所，

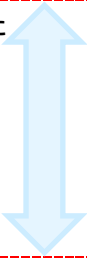
「有配偶パート女性における就労の実態と意向に関する調査」(2022年9月)を用いて作成

資料 2

いくらまでに年収を抑えようとしているか (一部抜粋)	「就業調整」をしている有配偶パート女性 (N=1,685)	
	回答数	回答者割合
98万円以下	229	13.6%
99万円	32	1.9%
100万円	401	23.8%
101万円	0	0.1%
102万円	16	0.9%
103万円	406	24.1%
104万円	0	0.0%
105万円	9	0.5%
106万円	44	2.6%
107万円	0	0.0%
129万円	43	2.6%
130万円	335	19.9%
150万円	14	0.8%
160万円	0	0.0%
161万円以上	13	0.8%



100万円以下に
「就業調整」
39.3%



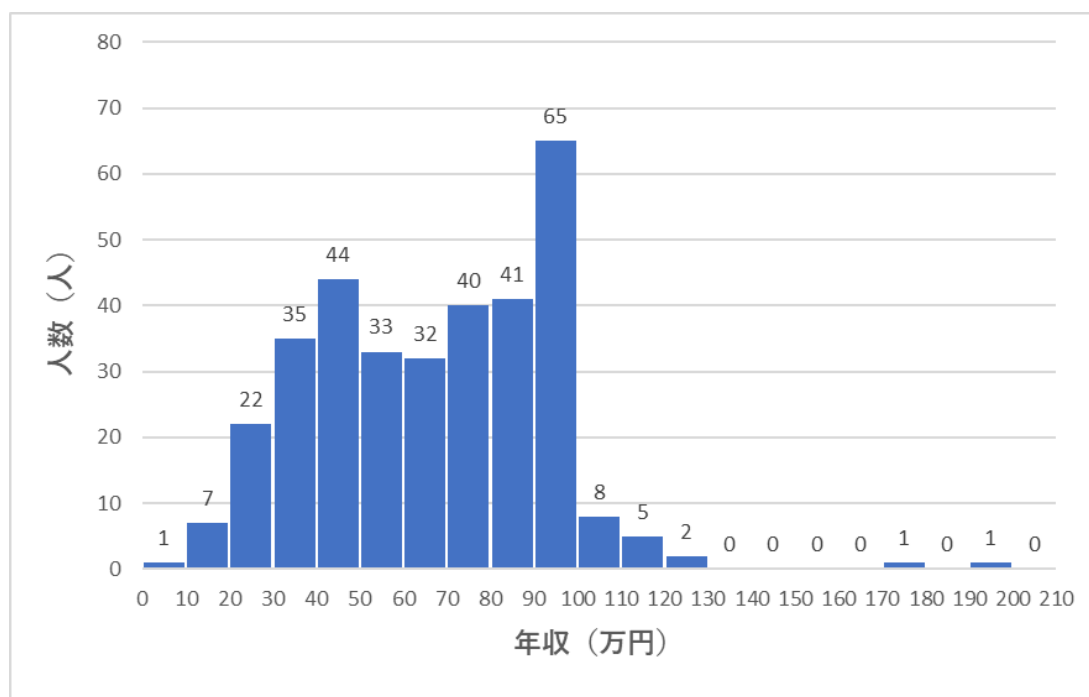
103万円以下に
「就業調整」
64.4%

出典：野村総合研究所，

「有配偶パート女性における就労の実態と意向に関する調査」（2022年9月）を用いて作成

資料 3

- (1) 期間：2023/09/15 から 2023/09/22
- (2) 実施手段；Google フォーム
- (3) 対象：大学生と大学院生
- (4) 回答人数：399 人
- (5) 質問内容 「一年間の収入を教えてください。」
- (6) 結果



出典：著者作成

資料 4

- (1) 期間：2023/09/24 から 2023/09/28
- (2) 実施手段；Google フォーム
- (3) 対象：大学生と大学院生
- (4) 回答人数：135 人
- (5) 主な質問
 - ①103 万円の壁がある現状の時、時給 1000 円で週何時間働きたいですか？
 - ②ふるさと納税施策を用いた時、時給 1000 円で週何時間働きたいですか？
 - ③iDeCo 施策を用いた時、時給 1000 円で週何時間働きたいですか？

出典：著者作成

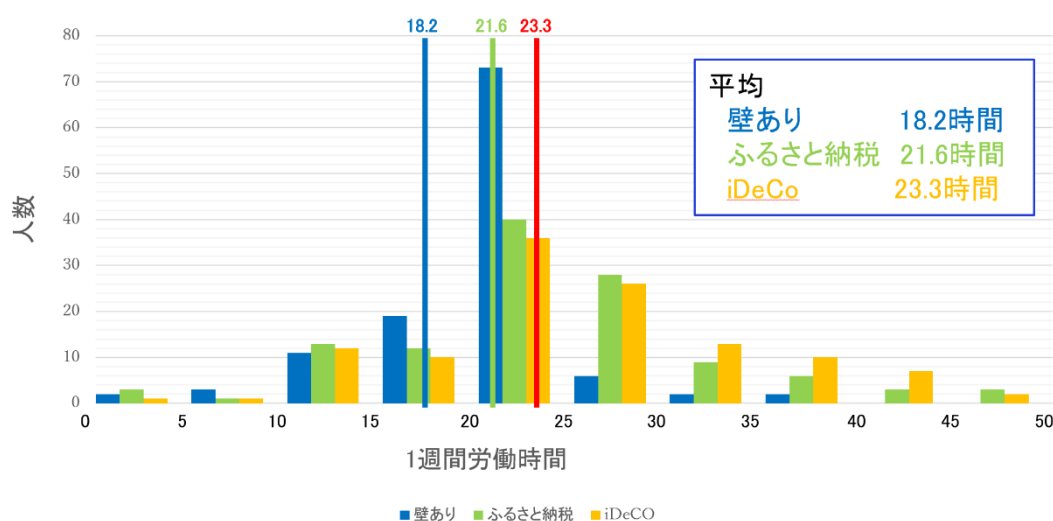
資料 5

	103 万の壁あり	ふるさと納税施策	iDeCo 施策
平均労働時間	18.2 時間	21.6 時間	23.3 時間
壁ありとの差	—	3.4 時間	5.1 時間

出典：著者作成

資料 6

1週間あたり労働時間のヒストグラム



出典：著者作成

【参考文献】

株式会社マイナビ、「大学生のアルバイト調査(2023年)」、2023年4月27日、(https://career-research.mynavi.jp/research/20230427_49766/、2023年9月28日閲覧)

国税庁、「家族と税」、パンフレット「暮らしの税情報」(令和5年度版)、(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/02_2.htm、2023年9月29日閲覧)

国税庁、「No.1155 ふるさと納税(寄附金控除)」、タックスアンサー(よくある税の質問)、2023年4月1日、(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1155.htm>、2023年9月28日閲覧)

国民年金基金連合会、「iDeCo ってなに?」、iDeCo 公式サイト、
(<https://www.ideco-koushiki.jp/guide/>、2023 年 9 月 28 日閲覧)

総務省、「ふるさと納税の理念」、ふるさと納税ポータル、
(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/policy/、2023 年 9 月 28 日閲覧)

野村総合研究所、「『年収の壁』による働き損」の解消を —有配偶パート女性
における就労の実態と意向に関する調査より—」、2022 年 10 月 27 日、
(<https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/knowledge/report/cc/mediaforum/2022/forum345.pdf?la=ja-JP&hash=8C85C76EDDA8207EC313CF7DF1C745AF944FD2EB>、2023 年 6 月 7 日閲覧)

日本経済新聞、「『年収の壁』で 1 人最大 50 万円助成 岸田首相が表明」、
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA256MY0V20C23A9000000/>、
2023 年 9 月 26 日閲覧)

日本経済新聞、「『年収の壁』130 万円超でも 2 年まで扶養に 10 月から」、
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA2320K0T20C23A9000000/>、
2023 年 9 月 26 日閲覧)

日本総合研究所、「キャリアアップ助成金が『年収の壁』解消策なのか?」、
(<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/14465.pdf>、
2023 年 9 月 28 日閲覧)

企業年金連合会 確定拠出年金実態調査結果 (概要)、
(https://www.pfa.or.jp/activity/tokei/files/dc_chosa_kessan2021_1.pdf、
2023 年 9 月 28 日閲覧)